

京都市告示第169号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局東部土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和6年5月17日

京都市長 松井 孝治

名 称	位 置	供用開始の期日
馬場ノ東公園	京都市山科区安朱馬場ノ東町17番10	告示の日

(東部土木みどり事務所)